

決算審査特別委員会第二分科会（健康福祉委員会所管）（2023年9月8日）

○西委員 創志会の西でございます。よろしく申し上げます。

通告に従いまして質問を進めさせていただきたいと思いますが、まず初め、日高少年自然の家、まあ、元日高少年自然の家ですね、について質問させていただきたいと思いますが、10款教育費、7項社会教育費、3目青少年教育費に関連してお聞きをしたいと思いますが、まだ記憶に新しいわけでありますけれども、おととしの年末に、この日高の議論が本会議等々でもされました。また、去年の初めにも議論をされたところでもあります。非常に、申し訳ないですが、拙速な議論を非常にされました。そして、青少年の健全育成に非常に寄与している施設であるにもかかわらず、何か財政的な理由だけでですね、どうしても廃止をするんだという議論をされました。そしてYMCAに指定管理をされている委託期間、2年残っているにもかかわらず、無理やり廃止をするというようなことがありましたけれども、はて、財政的に効果が本当にあったのだろうか。当時から積算もかなり怪しい議論をされてましたけれども、この元日高少年自然の家廃止後の維持管理経費、どのようになってたか、お示してください。

○藤原子ども育成課長 元日高少年自然の家の維持管理経費に係る令和4年度の決算額は、自家用電気工事工作物保安管理や、機械警備業務の委託料で126万2,761円。光熱水費で52万9,501円であり、合計179万2,262円であります。また、維持管理経費とは別に土地賃借料として252万7,000円。施設売却に当たり、不要な廃棄物処理経費として198万7,800円を支出しております。以上です。

○西委員 その結果ですね、去年中にどういうふうに分されたのかなというふうに思うわけですが、非常に大急ぎの議論がされていたと思いますが、結果、去年度において、どうなりましたか。あと現状についてお示してください。

○藤原子ども育成課長 令和4年4月1日の施設廃止後、再度、当該施設を災害避難所に位置づけていた日高町や和歌山県と協議いたしました。施設を取得する意向はございませんでした。その後、施設の売却について検討を進め、土地所有者に施設と土地をセットで売却することについて了承が得られたため、令和5年1月10日に一般競争入札による売却を実施いたしました。この入札の結果、令和5年4月に落札者が決定し、売買契約の締結に向け調整を進めておりましたが、落札業者から契約辞退の届出があり、令和5年8月25日付で受理し、契約が不成立となりました。以上です。

○西委員 結局、1年たってもそのまま残っているということだと思いますが、あのときは、

何か日高町や和歌山県にも引き取ってもらえる可能性があるかのようなニュアンスの話もされていたと思いますし、いろんな可能性があった、あるかのように言われていましたけれども、結果、今もそのまま残っていると。ちょっと、1点確認をしたいんですが、応札、入札したのは1社だけですよね。

○藤原子ども育成課長 入札の応札業者は1社のみです。以上です。

○西委員 非常に、基本的には反応があまりこれをお金をかけて使いたいという人が、そもそも少なかったということだと思いますが、売れなければ、その金額が賄うに足りるものかどうか分かりませんが、財政危機脱却プランで、何かお金が足りないから、お金のメリットがあるから、これを売らなきゃいけないんだって言われたことが本当に妥当だったかどうかさえ分からないわけでありまして、今後どのように展開されるのかお示しくください。

○藤原子ども育成課長 今回の結果を踏まえまして、契約条件等を見直し、建物の不動産鑑定等の事務手続を経て、再入札を実施する予定です。スケジュールとしましては、本年度中の再入札をめざしてまいります。以上です。

○西委員 まあ、再入札終わらないと、そして契約終わらないと、そのことの評価というのは作業しづらいわけでありまして、本当に指定管理の残期間2年あった中で、やるべきことだったのかなあと、改めて思わざるを得ないわけでありまして。さらっと、建物の不動産鑑定等の事務手続を経てとおっしゃいましたけれども、やっぱりこれ1年間で潮風にさらされて、建物の劣化はどんどん進んでいくわけですよ。そうすると、普通に考えて売値は少し下がっていくんじゃないかということもあります。どんどん財政的な貢献度は下がっていく。本当にこんなんでもいいんだろうかなと思うわけでありまして、では1年間で、延びたことで、少しは得があった、得という言い方は正しくないですね、財政面での効果があったと言えるのかなと期待をしたいわけでありまして、そうでもなければ、このなくなったこと、本当に周りの皆さん悲しんでますし、意味があったのかなと疑問を持ってましたので、せめて財政面での効果を入れないと、いろんな人が浮かばれない思いをしますけど、いかがですか。

○藤原子ども育成課長 施設廃止に係る財政面での効果については、施設の管理運営経費である指定管理料5,551万円を施設廃止前の必要経費とした場合、令和4年度においては、廃止後の施設管理維持経費179万2,262円と土地賃借料等451万4,800円を差し引きますと、約5,000万円の経費削減となっております。以上です。

○西委員 サービスをですね、青少年の健全育成のサービス、様々な効果が、あと1年あれば、もっとたくさん子どもたちがいろんな経験ができたのになと思いますながら、それは税金は1円とも無駄にしたらいけないのかもしれませんが、5,000万円なんですね。非常に残念です。また来年、この決算で、じゃあ、全体としてどういう効果があったのか、ぜひレビューをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の項目に移ります。アスマイルの費用対効果について。3款民生費、第1項社会福祉費、4目老人福祉費に関連してお聞きをしたいと思います。このアスマイルについてもですね、非常に多くの議論がありました。健康への関心が低い高齢者は本当に特定できるのか。高齢者の皆さんにしっかりと長寿になっていただくために、これが本当に費用対効果として正しい事業なのか。多くの高齢者の皆さんに健康になっていただけるのか。そう言える事業なのか。そういう心配をたくさん議会の中でありました。そのことについて、お聞きをしたいと思いますが、まず初めに、アスマイルについて取組内容と令和4年度の決算額についてお示してください。

○幸地長寿支援課参事 本市では、高齢者健康増進施策の一環として、令和4年度から大阪府の健康アプリ、アスマイルの普及促進に重点的に取り組んでおります。令和4年度の具体的な取組内容として、令和4年7月からアスマイルに市町村オプションを付加し、60歳以上の市民を対象に抽選で1,300名に2,000円分の電子マネーが当たる新規登録キャンペーンを実施いたしました。この新規登録キャンペーンの下、広報さかいや公式SNSでの情報発信、介護保険料通知など市から送付する各種通知でのPRなど、様々な機会でアスマイルの周知を図ってまいりました。また、各区のふれあいまつりや健康増進イベントなど、高齢者が多く集まる市内の様々なイベントでアスマイルの紹介や、登録サポートを実施したほか、堺市自治連合協議会などの地域団体や各種関係機関、民間企業などと連携しアスマイルの周知・PRを行ってきました。これらのアスマイルの普及促進に係る令和4年度決算額としては738万円となります。以上でございます。

○西委員 この間の大綱質疑でも、局長がですね、アスマイルを、加藤議員の質問で、健康長寿の実現についてどのような取組をされてきたかについて聞かれた中で、非常にアスマイルが中核的な取組かのように御説明をされました。何かこのことによって、堺市全体の健康長寿の実現につながるんじゃないかというように、期待できるかのような御答弁をされたかのように思いますが、どのように答弁したかお示してください。

○幸地長寿支援課参事 8月29日に行われました本会議大綱質疑の加藤議員の代表質問におきまして、令和4年度当初予算重点項目の健康長寿の実現に係る実績に関する御質問を受けまして、健康福祉局長からアスマイルに関して次のように御答弁をいたしました。

第1に、健康アプリを活用した生活習慣の改善について、大阪府の健康アプリ、アスマイルに市町村オプションを導入して、堺市独自のポイントを付加し、60歳以上の市民を対象とした新規登録キャンペーンを展開した。その結果、60歳以上の市内登録者は前年度末5,084人から1年間で1万445人にまで倍増するなど、高齢者を中心にアプリの普及を進めることができた。以上でございます。

○西委員 まあ、そもそも堺市の高齢者は何万人いらっしゃるんだったっけと思うわけがあります。その中で、このことを大々的に、1万445人に倍増したということ、高齢施策の健康長寿の政策の中心的話としてお話しをされることに大きな違和感があったわけですが、さらにですね、新規登録キャンペーンを展開した、その結果、倍増したと。本当に皆さんそう思ってますか。こういう言い方をすると、市役所に対する不信を呼ぶと思うんですね。大阪府は大阪府で独自のキャンペーンを実施していると、そのことが、あの予算審議の中でも議論になったはずであります。そのことの政策効果をしっかりと判断をして、その引き算をした上で、皆さんのキャンペーンの効果によってこれぐらいの効果があると言えないと、皆さんの新規登録キャンペーンの結果増えましたなんて、疑問でしょう。誤解を呼ぶような答弁をわざわざする意味は何なんですか。今年の予算審査の分科会でも明らかにしましたけれども、12月末時点の数字を基に言いましたが、堺市独自のキャンペーンの効果は2,000人ぐらいの程度でありました、12月末時点で。その数字の細かい話は、今もう重複を避けませんが、大阪府の伸び率、そして高齢者の分の伸び率、様々な勘案をすると約2,000人、12月末から3月末まで少し増えてるとは思いますけれども、独自のキャンペーンの効果は、誤差はありますが、その程度の数であります。こういう言い方はやめてもらいたいと思います。取組の効果について、市はどのような認識を持っていますか。

○幸地長寿支援課参事 60歳以上のアスマイルの登録者を令和4年度の1年間で5,000人増やすことを目標に取り組んできた結果、50歳以上の登録者は5,084人から1万445人まで2倍以上に増加し、当初の目標を達成いたしました。また、全体の登録者数は1万5,969人から2万4,265人にまで1.5倍以上に増加しました。様々な形でプロモーションを行ってきた結果、高齢者を中心に普及が進んだものと考えております。以上でございます。

○西委員 普及は進んできたんだと思います。ただ、5,000人です。この65歳、60歳以上で5,000人増加ということですけども、さっき申し上げたように、府の伸び率、そして堺市全体の伸び率、そして、堺市の高齢者の部分を取り除いた場合の伸び率で計算をしていくと、春は2,000人ぐらいじゃないかということをおっしゃったけれども、実際のところ、市町村オプションの効果、どのように考えているかお示してください。

○幸地長寿支援課参事 アスマイルのプロモーションを行った際には、市町村オプションを基にした新規登録キャンペーンを常にセットでPRしてきたため、市のキャンペーンだけの純粋な効果を測ることは難しいのですが、開始後のアンケート調査で、60歳以上の新規登録者の43.2%がアスマイルを利用しようと思った理由として、新規登録キャンペーンがあったことを上げており、市町村オプションが登録者の増加に寄与したのは間違いないと考えております。以上でございます。

○西委員 難しいとおっしゃるんですけど、今、実は答えの中でおっしゃってるんですよ。あえておっしゃらないんですけど。さっきの伸び率から計算して、春では2,000人程度じゃないかと申しあげましたが、皆さんの御答弁の中では、60歳以上登録者の43.2%、まさに5,000人、5,000人の60歳以上新規登録者の43.2%、まさに2,000人強が、この市町村オプションの効果で増えた人数と言えらると思います。そこに700万円以上使ったとするとですね。1人当たり3,500円程度もかけて、60歳以上の高齢者の皆さんのアスマイルの登録を獲得した、健康になったわけじゃないんですよ。登録を獲得しただけなんです。その登録を獲得して、当初から各会派の議論の中にもありましたけれども、本当に健康を増進しなきゃいけない高齢者の皆さんを獲得できてるかどうか分からない。そういう状況であります。本当にそんなことより、ほかのことをやったほうがよかったんじゃないの。もっとほかのことに、高齢者の健康、健康になってほしい高齢者の皆さんに、お金をかけて増進策をやらなくちゃいけなかったんじゃないの。効果としてどうなのよと思いますけれども、果たしてそれだけの価値あったんですか、お示してください。

○幸地長寿支援課参事 令和4年度は普及促進に重点的に取り組んだ初年度ということもございまして、本市におけるアスマイルの認知度は十分でなかったために、ある程度の費用をかけてでも実施する必要があったものと考えております。様々な形でプロモーションを進めてきた結果、昨年度は新規登録者の目標を達成することができました。今後、アスマイルの認知度が高まり、一定、普及が進めば、登録者を増やすだけではなくて、アスマイルを活用して市民の主体的、継続的な健康活動を促す方向に力を入れて取り組むことも必要と考えております。以上でございます。

○西委員 そう答えるしかないんだと思います。聞くところによれば、健康福祉局の皆さんですね、去年度の局長さん、意地でも達成するんやと言って、若手の職員さん、大動員して、悪名高いゼロ予算ですから、ゼロ予算で市の職員さんの人件費は気にせずに大動員して、必死で登録活動した結果、何とか5,000人達成したというふうに、一部からは聞いております。そのような無理をあまりせずに、しっかりと効率的に高齢者の皆さんの健康長寿のために、取り組んでいただくことを改めてお願いしたいと思います。この程度で議論を終わら

させていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

次の項目に移らせていただきます。社会福祉法人の指導監査について。3款民生費、1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費に関連をしてお聞きをしたいと思います。先月、保護者の方からLINEが送られてきて、JPEGの画像が送られてきて、この記事が送られてきて、最初何のことかなと。私、実は東京にいたんですけど、非常に目をむきました。思わず言葉を失ってしまったわけではありますが、維新・馬場代表、社会福祉法人疑惑、のつとりを告発、ふん、そうかそうかと記事を読んでいたら、私の事務所から徒歩2分のところの保育園を運営をされているドレミ福祉会の記事の中に書いてあった。非常に言葉を失って、その場の会話がなくなってしまったわけではありますが、その本文中に、運営に社会福祉法違反の疑いがというタイトルがされていて、厚労省の見解も載っているので、保護者の皆さんからはですね、大丈夫と、何か聞いてへんのかと。いや、そもそもその記事を、今ここで見ましたけどという感じだったんですが、堺市が、社会福祉法人、しっかりと監査をしていると思いますし、少なくとも去年までは監査を、今年になってどうなってるかはまだ確認をしてみませんが、去年まで監査しっかりやってるから大丈夫だと思うよと。帰ってから確認をするわという話をしました。今後の方針がどう変わるのか。園の運営は大丈夫なのか。保護者の皆さんは心配をされています。私の近所でもですね、ここの保育園、非常に、木を使ったすばらしい保育園で、どうしても行きたいんだというふうに、私のところまでおっしゃってこられた保護者の方も、過去にずっといらっしゃった、そういう保護者の方から声をいただきましたけれども、初めてお会いした保護者の方も、私、西区の北東に事務所がありますが、南のほうからいらっしゃって、ほかの議員さんに相談したら、ちょっと対応できないということだったので、あなた質問せえというふうに、初めてお会いする方からも言われましたけれども、堺市がちゃんとやってるから大丈夫だよということを行ったわけではありますが、それは何が根拠かという、堺市の皆さんが指導監査をしっかりやってるから、と思うからです。この指導監査の目的をお示しくください。

○土中健康福祉総務課参事 社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令または通知等に定められた法人として、遵守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。以上でございます。

○西委員 それは条文上というか、ルール上ちゃんと書いてある文語的な話なんですけど、それは何を指しているかという、やっぱり市民の皆さんが、安心をして福祉サービスを受け取ることができる、利用することができる、そのために社会福祉法人が継続的に安定的な経営を行ってるよという、ある意味お墨つきを地方自治体が与えていくということのためにですね、やっておられるんじゃないか、それだけが目的じゃないかもしれませんが、それも目

的だと思いますが、いかがですか。

○土中健康福祉総務課参事 社会福祉法人が継続的に安定的な経営を行うことは、市民が安心して福祉サービスを利用することにつながると考えております。以上でございます。

○西委員 まさに、安心して福祉サービス受けれるのは、堺市が指導監査をやっているから、私が説明したことが間違いなかったのかなど、この話をしながらですね、思ってたわけですが、指導監査の実施周期っていうのはどのようになっているかお示してください。

○土中健康福祉総務課参事 社会福祉法人の指導監査につきましては、国通知及び堺市社会福祉法人等指導監査実施要綱の規定に基づき、原則として3年に1回実施しています。以上でございます。

○西委員 当該社会福祉法人への前回指導監査の実施時期についてお示してください。また、この記事中には、前理事長の話がたくさん出てきますが、監査に應對されてたのかお示してください。

○土中健康福祉総務課参事 当該法人への指導監査につきましては、令和2年10月に実施し、前理事長は監査の際、應對されておられました。以上でございます。

○西委員 今般の週刊誌報道がされていて、前理事長の健康状態について報道されていますが、当時はどうだったのかお示してください。

○土中健康福祉総務課参事 令和2年10月に実施しました監査におきましては、法人が令和元年6月に理事長を選任した際書類を確認しております。その際に、前理事長から法人に対して提出されています社会福祉法上の欠格事由に該当しない旨の誓約書を監査の場で確認しております。以上でございます。

○西委員 確認をしていただいているということで、改めて指導監査は大いに意義があったかなというふうに思うわけですが、しかしながら、令和2年10月の監査ということで、約3年近くたっていると。まさにこの記事中、全体細かくは申し上げませんが、ここ数年の間のことをずっと書いてあるわけですね。その中で、じゃあ、私が、いや監査してるから大丈夫だと思うよと、とりあえず反射的に答えたことが本当に正しかったのかどうかというのは非常に、その答えをした責任として、よかったのかなど、これは単なる私の問題ですが、いいのか、よかったのかなというふうに思うわけですが、この本文中にこう書いてあるんですね、厚労省の社会援護局福祉●●●課の担当者が話すと。法人の財産を自身で管

理・処分できない程度に判断能力が欠ける人は社会福祉法が定める理事の欠格事由に該当します。そのような人が理事に就任していれば、違法状態です。理事が欠格事由に該当しないか、法人が確認する。本人判断がおぼつかない場合などは必要に応じて医師の診断を受けてもらうなどして確認すべき。瑕疵がある場合は行政指導の対象ですと書いてあるんですね。まさにこのことを保護者の皆さんも懸念をされているわけでありますが、この週刊誌報道の中で疑惑とされている令和5年度の理事長交代の手續及びこの数年間の議事録、本当にその方が押印をされているのかということの確認をしているのかどうか。私の地元でもですね、私の所属する自治会でも、財団法人の押印が、違う方が押されていて、最高裁判決が出てしまったということもありましたので、まさにこの自治会の中にいる保護者の方も言われているわけでありますが、この押印について監査が適切に確認をしているのか、お示しください。

○土中健康福祉総務課参事 当該法人の理事長変更につきましては、法令上、本市が備えるべき社会福祉法人台帳の記載事項の変更となるため、社会福祉法人に対して届出を求めています。令和5年6月の当該法人の理事長変更につきましては、令和5年7月6日付で届出書が法人から本市へ提出されており、理事長の選任については、書面上、適正に行われていたことを確認しております。また、議事録への押印につきましては、令和2年10月の監査実施の際には、書面上、定款に定められた記名押印がなされていたことを確認しております。以上でございます。

○西委員 令和2年10月の監査実施のときは確認をしてるけれども、それ以降については、理事長選任のところについては確認をしているが、書類の適正さには確認をしてるけれども、その押印が本当に行われたのかどうかとかですね、この書類の適正性について監査以降の事実確認はされていないということだと思います。そういった意味では、こんだけの報道が出て、これ保護者のLINEの中でも、いろいろ回ってるんですね、この記事も。そういった意味では、本当にこの押印が適切だったもののかとかですね、この記事が、この雑誌記事が事実誤認なのか。それ事実誤認で実際は適正に行われているのか。もしくは、そうじゃないのか、しっかりとこの所管している部署が確認をしていただく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○土中健康福祉総務課参事 今後、当該法人に対しましては、必要な範囲で状況確認をしていきたいと考えております。以上でございます。

○西委員 保護者の皆さんが不安に思ってますし、地域の中にも施設がありますので、その持続可能性も不安に思っているのは事実であります。これだけの記事が出ましたからね。そのことについてですね、しっかりと監査をしている部署として確認をしていく、それは必要

なことだと思しますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次の項目に移ります。3款民生費、3項児童福祉費、3目心身障害児福祉費のうち、こどもリハビリテーションセンター管理運営事業の概要及びこどもリハビリテーションセンター指定管理料をお示しください。併せて、堺市社会福祉事業団における指定管理業務に係る収支決算額をお示しください。

○大伴障害支援課長 当該事業の令和4年度決算額は6億9,785万9,105円で、うち北・南こどもリハビリテーションセンターの管理運営に係る指定管理料は6億1,583万516円でございます。また、堺市社会福祉事業団における指定管理業務に係る決算額は、収入10億2,359万3,257円。支出11億4,332万6,929円で、約1億1,973万円の赤字となっています。この赤字につきましては、新型コロナウイルスの影響による利用料金収入の減少などがあり、令和3年度以降の収支の不足分につきましては令和2年度までに累積した剰余金の充当により対応しております。剰余金につきましては、過剰な収支差額や内部留保を生じさせないように、平成30年度の出資団体監査において御意見があり、以降、より適正な指定管理料の積算に努めてまいりましたが、一方で累積した剰余金には具体的な用途がないため、その活用として、令和3年度以降、指定管理事業における事業団の収支不足分に充当することを本市が申入れをし、事業団が了承したものでございます。しかし、令和4年度の出資団体監査におきましては、赤字前提の予算編成は適切ではないという趣旨の御意見もございました。なお、次期指定管理者の選定に係る指定管理料につきましては、適正な収支額を見込んだ積算を行っております。以上でございます。

○西委員 これ、調べれば分かることだったんだと思ひますけど、驚くべき事態なんですよ。我々予算書を見て、この指定管理これぐらいかかるんじゃないかというふうに、かかっているんだなと理解をするところですね、適正な価格ではなくて赤字前提の価格が載っていた。そうすると、ここから、次、来年になって予算変化を、予算書を見て追いかける、決算書を見て追いかけるとしても、高くなったのか、低くなったのかは、一見分からない。不思議なことが行われていたんだなというふうに改めて思ひわけでありますが、これ、ほかの予算書と行ったり来たりすれば分かることなのかもしれませんが、適正な評価をしにくい、しづらい状況だったんだなということは驚きなわけでありますが、この次期管理者の選定に当たって、どのように指定管理料を積算されているのでしょうか。また、さっきの話も関連になりますが、現在職員が欠員を生じているというふうにお聞きをしています。そうするとですね、欠員を戻してしまえば、やっぱり増額がされる。適正な金額はどのようになっているのか、本当に分かりにくい状態なっているなというふうにお思ひわけでありますが、積算にあって、その人数はどうされるんですか。本来あるべき姿で計算をすべきだと思ひますが、どのようにされるのかお示しください。

○大伴障害支援課長 次期指定管理期間の指定管理料の積算に関しましては、まず支出全体の7割以上を占める人件費につきまして、それぞれのリハビリテーションセンターで事業を実施するのに必要な職種ごとの人員配置を精査し、必要となる金額を見込んでおります。積算に当たりましては、現在欠員の人数も含めて精査をしております。物件費につきましては、令和4年度決算額をベースに、エネルギー価格の高騰や送迎バス借上料の運賃引上げなどの要因を考慮し、経費の積算を行いました。また、収入につきましては、利用料金収入が新型コロナウイルスの影響を受ける前の水準まで回復すると見込んで計算しております。以上でございます。

○西委員 含んで、現在欠員の人数も含めて積算をするということですから、ひとまず了としたいと思いますが、非常に違和感のある、これまでの支払い方だったなということは改めて申し上げたいと思います。この大綱の中でも御答弁がありまして、非常に私としては、不信を持った言い方であったわけでありますけれども、北こどもリハビリテーションに新しい事業者が選定された場合であっても、社会福祉事業団から、つまり、これは旧と読めますけど、社会福祉事業団から新事業者にこれまでのノウハウをフィードバックすることで、充実したセンター運営を期待できる、おかしな言い方ですねと思いました。本会議でも聞きました。旧の事業者から新の事業者にノウハウをフィードバックする、これは民の契約じゃなくて公の契約だから違うんだということをおっしゃりたいかもしれませんが、普通、契約を打ち切った事業者から、新しく選定された事業者にビジネスリソースとも取れるノウハウを提供するって、そんなおかしなことは書いてほしくないんですね。あんまり契約としては非常識だと思います。ただ、公の契約は違うんだということなのかもしれませんが。そういった中で、このノウハウという言葉は抽象的な表現だったので、答弁の中でおっしゃいましたけれども、具体的に、しっかりと仕様書等に記載をしていくということだったと思いますが、具体的にお示しいただけますか。

○大伴障害支援課長 ノウハウのフィードバックとは、南こどもリハビリテーションセンターを管理する堺市社会福祉事業団が29年間にわたり現場で蓄積してきた障害児通所支援事業所、学校、認定こども園、医療機関、その他社会資源との連絡調整の方法、留意点等について引き継ぎだけでは困難な事業運営上での課題や情報の共有といったことを想定しており、その旨を募集要項や申請要項及び業務仕様書に明記いたしました。具体的には、就学児や転園児等の関係機関との情報共有のルールと、学校園ごとの引継ぎの留意点、利用児の家族や支援者との情報共有の方法など、支援を行う中で随時必要となる助言と考えております。特に、要保護児童である場合や、保護者の方に障害のある場合などは、関係機関も多く、支援者との的確な情報共有を行い、丁寧な支援が欠かせないため、南こどもリハビリテーションセンターからの継続的な助言が必要と考えております。以上でございます。

○西委員 誤解が呼びにくくなる表現になったということは、積極的に評価をしたいなというふう思うわけでありませう。基本的にビジネスリソースに関わる部分、パテントは関係ないですよ、いろんなノウハウ、ビジネスリソースに関わる部分を前の事業者から新しい事業者に提供するようなことは絶対あり得ないですから。そうじゃなくて、堺市特有の事情の、様々な引継ぎに近い要素のことで、ただ引継ぎに、期間の中で、以外で引継ぎの内容が起きたときにお話しをしていたことは、これは普通の善意の関係としてはあってもいいとは思いますが、そういったことにごく限定をされるように、しっかりとこの評価の中でも、考慮していただくことをお願いしたいなというふうに思います。何が言いたいかというと、そのような、先ほど申し上げたような、ちょっと常識的に考えられないようなことはですね、我が堺市は言うてほしくない、そう思いますので、ぜひよろしくお願ひします。大綱で答弁がありました、私子どもの心に傷をつけてでも、こんなことやらなくちゃいけないことなんですかということをお聞きしたときに、局長御答弁の中でですね、募集要項や仕様書等に利用者との信頼関係や継続性の重要性をしっかりと書いていくというふうにおっしゃったと思いますが、これについては対応していただいたかお示してください。

○大伴障害支援課長 募集要項と申請要項及び業務仕様書に利用者との信頼関係の構築と子どもへの支援の継続性に努めることと明記をいたしました。また、利用者との信頼関係の構築について及び支援の継続性及び連携についての考え方を審査項目に入れ、企画提案書にこれらの考え方について記載を求め、審査において適切に評価をいたします。以上でございます。

○西委員 適切に評価していただくことって、非常に重要なことだと思います。ほかの指定管理との大きな違い、当局の皆さんと議論をしてると、一番思うのは、利用者の子どもたちの環境変化を極力抑えること、そして子どもたち、それぞれ特定の、その子どもたちがしっかりと安心ができることの大事さっていうのは、当局の皆様、非常に理解をされてるというふうに感じますし、信じたいというふうに思います。ほかの指定管理の場合は、場合によっては、この利用者じゃなくて、この利用者の方は、もしかして、残念ながら失ってしまうかもしれないけれども、新たな利用者をもっともっと獲得できるということが、場合によっては評価されるということがあるのかもしれませんが、この施設の場合は、目の前に、この子どもたちの環境をしっかりと守っていくことっていうことが、ほかの指定管理と比較をして極めて大事なことなんだと思います。それは、私はもともとと思ってましたけれども、当局の皆さんと議論の中で、改めて強く強く感じたところであります。この指定管理の特性の違いということですね。同じ指定管理として、ほかのことと同列に扱わずに、しっかりとこのことを議論していただきたい。それが新しい事業者になるかどうかというのは、そのことをしっかりと評価をした上で、スイッチをしていくなり、しないなり、そういうことは議論していく。その評価をする、大事にしたいというふうに思います。そのことができるかどうか

をしっかりと議論していただきたいというふうに思います。そのことに関連して気になるわけですが、大綱の中でも小堀委員から申し上げましたけれども、もともと、これ要項を示すと言った時期から、議会に答弁をした時期から大きく短縮をされてるんですね、大きく遅れてるわけですね。結果的に、ほとんど選定期間2か月しかない。本当にこんなんで大丈夫なのかなと、さっき申し上げたように、子どもたちが安心して、ここで生活ができるようになる、療育を受けれるようになる。そういう環境が担保されるようなことを評価できるのかな。2か月ですよ。まず、提案書を普通改めて公募にかかって、全く新しい事業者さんが応募してくるとしたら、しっかりと検討していただかなきゃいけないし、それを検討したものを皆さんに評価をしていただく必要があると。にもかかわらず2か月しかない。本当にこのような短い期間応募してくる事業者があるのか。そして、適切な選定ができると思われていますか。まあ、思われてるとお答えをされるしかないのかもしれませんが、思われていますか。

○大伴障害支援課長 本市の指定管理者制度活用のためのガイドラインにおきましても、公募期間についてはおおむね2か月程度を確保することとなっております。企画提案書に考え方をまとめ、プレゼンテーションの準備をするのに必要な期間を確保していることから、募集に応じていただくことができ、適切な選定ができると考えております。以上でございます。

○西委員 さっき申し上げたように、この指定管理の特殊性というものを一緒にくたにしてほしくない。だけど、やっぱり一緒のように答弁をされる、そのことには不信があります。でも、皆さんはできるということで、それを信じたいと思いますが、様々な意見を我が会派からもしてますし、ほかの会派の皆さんからも指摘が出ています。このことをしっかりと受け止めていただいて適切な評価をしていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。